

飲食店等における消火器具設置に関する法改正 (令和元年 10 月 1 日施行)

平成 28 年 12 月 22 日に発生した「新潟県糸魚川市大規模火災」を受け、飲食店等における消火器具の設置に関する基準の見直しを実施され、以下の改正内容が公布されています。



○消火器具の設置基準の見直し

■現行の消防法

飲食店等においては、延べ面積 150 m²以上のものに消火器具の設置を義務付ける。

■改正後

火を使用する設備または器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く）を設けた飲食店等においては、原則として、延べ面積にかかわらず消火器具の設置を義務付ける。

[詳細はこちらのチラシをご覧ください。](#)